

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用料金

(1)介護保険給付対象料金

・基本料金(月額)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額(1割)	3,418	6,908	10,364	15,232	22,157	24,454	26,964
自己負担額(2割)	6,836	13,816	20,828	30,464	44,314	48,908	53,928

・各種加算料金(主なもの)

	加算の名称	自己負担額 (1割)	備考
○	初期加算(1日当たり)	30円/月	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合
	若年性認知症利用者 受入加算(要支援)	450円/月	認知症の方で65歳の誕生日の前々日までに利用した場合
	若年性認知症利用者 受入加算(要介護)	800円/月	認知症の方で65歳の誕生日の前々日までに利用した場合
	認知症加算(Ⅰ)	800円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
	認知症加算(Ⅱ)	500円/月	要介護度区分が要介護2であり、認知症日常生活自立度Ⅱの方
○	訪問体制強化加算	1,000円/月	訪問を担当する職員数や訪問回数がいずれも一定数以上である場合
○	総合マネジメント体制強化 加算	1,000円/月	個別サービス計画の多職種協働による適時適切な見直しや地域における活動への参加機会の確保等を行う等の体制が整備されている場合
○	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ	640円/月	職員体制による加算(介護福祉士の比率が50%以上)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)ロ	500円/月	同上(介護福祉士の比率が40%以上)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	350円/月	同上(常勤職員の比率が60%以上)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	350円/月	同上(勤続年数3年以上の者の比率が30%以上)
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月	訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士などが自サービス事業所利用時の利用者の状態を把握した上で、または動画等で現状を確認した上で、加算を算定する事業所のサ責等に助言を行う。サ責等(計画作成責任者、介護支援専門員)は、助言を参考に生活機能の向上を目標に入れた計画書を作成する。定期的に現状の確認と助言をもらい、必要に応じて計画の変更を行う。
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月	加算Ⅰ同様の事業所や機関に所属の理学療法士などが、利用者宅を訪問した上で加算Ⅰ同様に助言等を行い、サ責等は計画書の作成や変更を行う。
	看護職員配置加算(Ⅰ)	900円/月	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護職員配置加算(Ⅱ)	700円/月	常勤専従の准看護師を1名以上配置していること
	看護職員配置加算(Ⅲ)	480円/月	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること
○	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の 7.6%	介護職員の処遇改善のための加算
○	介護職員等ベースアップ等 支援加算	総単位数の 1.7%	

- 上記料金は、厚生労働省の基準省令(平成30年4月)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。
- 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)、(Ⅲ)はいずれか一つのみです。
- 認知症加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、訪問体制強化加算は要介護者のみです。

(2)介護保険給付対象外の料金

名称	利用料金
食費	朝食400円 昼食730円 おやつ100円 夕食730円
宿泊費	2,870円/泊
教材費(日々の手作業等に使用する材料)	600円/月
衛生管理費(施設衛生管理物品など)	900円/月
実費	おむつ代・とろみ代・外出イベント代など